

令和2年7月16日

放課後等デイサービス事業所 各位

美濃加茂市福祉課長

障害児通所支援事業所継続支援事業補助金交付の事務手続きについて

日頃は、当市の福祉行政に格別なご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

特に、今年の3月以降新型コロナウイルス対策として、特別支援学校等の臨時休校がなされ、皆様方には格別なご協力をいただきましたこと、厚く感謝申し上げます。

このたび、県からの休業要請に伴い、令和2年4月11日から同年7月10日までの事業期間において本来の支援利用予定日に支援を利用しなかったと市が認める場合、その児童数、日数、及び事業所所在地に対応する基準額に応じて補助金を交付します。

つきましては、事業所所在地に対応する別紙の「算出様式」に必要事項を記入の上、下記まで提出願います。下記期日までに報告がない場合は、該当がないものとし補助金を交付しませんので、ご留意願います。

なお、該当がない場合には下記まで一報いただけると幸いです。

記

スケジュール（目安）

○7/16（木）市）様式を事業所に提示【今回の案内】

様式のダウンロードは下記の URL からお願いします。

【HP トップ画面⇒新型コロナウイルス関連情報⇒事業者の皆様へ 内に掲載】

http://202.41.219.113/hp_cms2/contents/preview/top.cfm?base_id=11240&mi_id=0&g1_id=12&g2_id=57&ch1=0

○7/31（金）事業所）以下の書類を美濃加茂市に提出【提出期限】

①事業所所在地に対応する様式に必要事項を入力した算出様式

○8月上旬 市）補助金交付申請書・概算払請求書を事業所に送付

○8月中旬 事業所）補助金交付申請書・概算払請求書を市に提出

○8月末 市）事業所に補助金を概算払いで支払う。

○9月上旬 市）審査

○9月中旬 市）補助金実績報告書（不足の場合の請求書）を事業所に送付

○9月下旬 事業所）補助金実績報告書（不足の場合の請求書）を市に提出

○10月上旬 市）補助金確定通知書を事業所に送付

※不足の場合の補助金を追加で支払い。

※概算払額が実績より超過の場合は返還を納付書にて依頼します。

【問合せ先】

美濃加茂市福祉課障がい福祉係

担当：間宮・渡邊

0574-25-2111 内線 325

E-mail fukushi@city.minokamo.lg.jp